

和歌山県における南紀熊野ジオパークの活動推進に向けた相互連携協定書

令和 7 年 2 月 18 日

和歌山県（以下「甲」という。）と国立大学法人和歌山大学（以下「乙」という。）と南紀熊野ジオパーク推進協議会（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 南紀熊野ジオパークの活動を共に推進することにより、大地の成り立ちに関わる地質、自然遺産や文化遺産を保護しつつ、それらを教育や科学の普及、地域振興につなげ、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（活動内容）

第 2 条 活動内容は、次のとおりとする。

- （１）甲、乙及び丙による南紀熊野ジオパークにおける学術研究の推進に寄与する交流活動
- （２）甲、乙及び丙による南紀熊野ジオパークを活用した人材育成や持続可能な観光地域づくり
- （３）乙による南紀熊野ジオパークセンターの教育及び研究利用
- （４）乙からの丙が組織する専門委員会等への委員就任
- （５）その他、南紀熊野ジオパークの活動推進に寄与する活動

（連携窓口の設置）

第 3 条 甲、乙及び丙は、窓口をそれぞれ設置し、相互に緊密な連携を行うとともに、第 2 条各号に規定する事業を推進することとする。

（有効期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、締結日から 1 年間とする。ただし、期間満了日の 3 ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれかから変更等の意思表示がない場合、同じ条件でさらに 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第 5 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙はともに誠意を持って協議し、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自その 1 通を保有する。

甲 和歌山県知事

岸 田 平

乙 国立大学法人和歌山大学

学 長

本 山 貢

丙 南紀熊野ジオパーク推進協議会

会 長

岸 田 平